

第5回 西川利用対策会議

平成22年6月23日

国土交通省
遠賀川河川事務所

項 目

1. 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）
の骨子とその役割
2. 今後の西川利用対策会議のあり方
3. 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）と
遠賀川下流部利用者会議（仮称）との役割
4. 平成22年度の不法係留船対策の
主なスケジュール（案）





1. 遠賀川河口域利用対策協議会(仮称) の骨子とその役割

遠賀川河口域利用対策協議会(仮称)は、“計画的な不法係留船対策の促進”を図るために、国土交通省河川局の**通達**を踏まえ設置します。

◇協議会の役割

1. 不法係留船対策の計画内容に対して意見を述べ、計画決定を促す役割
2. 不法係留船を受け入れる施設を設置する者(民間も含む)を占用主体(河川敷地を利用することが可能な者)として認否する役割

◆遠賀川河口域利用対策協議会(仮称)メンバー

- ・学識経験者
 - 北九州市立大学 岡本 博志 教授 (法学)
 - 九州工業大学 秋山 壽一郎 教授 (河川工学)
- ・福岡県 (河川課・北九州市土整備事務所)
- ・芦屋町
- ・遠賀町
- ・福岡県警
- ・国土交通省 (九州地方整備局河川部・遠賀川河川事務所)



◇オブザーバー(必要に応じ適宜参加)

- ・福岡県 (港湾課)
- ・北九州市 (農林水産部・港湾空港局)
- ・海上保安庁(第七管区海上保安本部)
- ・北九州市 (下水道河川部・江川部分の関連として)
- ・水巻町 (産業建設課・江川部分の関連として)
- ・(財)日本海洋レジャー安全・振興協会 など

（参考）関連する通達

平成10年 通達『計画的な不法係留船対策の促進について 4-1』（抜粋）

不法係留船に係わる問題は、その影響が河川区域内のみならず沿川地域の住民生活にも及んでいること等から、地域の合意の下で対策を実施することが重要である。このため、河川管理者が計画を策定するに当たっては、河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、学識経験者等からなる河川水面の利用調整に関する協議会を設置し、その意見を聴くこととしたところである。

平成11年8月 通達『河川敷地の占用許可について』第6（抜粋）

占用の許可を受けることができる者は、～中略～ 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（後略）

平成10年 通達『計画的な不法係留船対策の促進について 4-5』（抜粋）

協議会は、地域住民の意見を聴きつつ計画内容を検討することとしているが、地域住民の意見聴取の具体的方法については、公聴会、説明会の開催等地域の実態、計画案の内容を踏まえ、適切に選択されたい。

2. 今後の西川利用対策会議 のあり方

2-1. 西川利用対策会議の名称変更

不法係留船対策は、遠賀川下流部全体で検討する必要があるため名称の変更を行う。



西川利用対策会議の考え方を継承しつつ、遠賀川下流部全体のことを議論して行きます。

2-2. 遠賀川下流部利用者会議(仮称)の スケジュールについて(案)

平成22年度

6月23日 **第5回 西川利用対策会議**の開催
→協議会の骨子と今後の西川利用対策会議についての説明

9月頃 **第1回 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）**の開催
→協議会の立ち上げと計画検討内容の確認

11月頃 **第1回 遠賀川下流部利用者会議（仮称）**の開催
→最終（案）に対する意見聴取

1月頃 **第2回 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）**の開催
→不法係留船対策の計画内容の決定

2~3月 **計画の公表（九州地方整備局長公告）**

平成23年度以降は、年に1回程度、遠賀川下流部利用者会議（仮称）を開催し、進捗状況を報告するとともに、次年度計画に対する説明と計画に対する意見聴取を実施していく予定。

平成23年

11月頃 **第2回 遠賀川下流部利用者会議（仮称）の開催（予定）**
→第2次重点的撤去区域設置に関する意見聴取

平成24年

11月頃 **第3回 遠賀川下流部利用者会議（仮称）の開催（予定）**
→第3次重点的撤去区域設置に関する意見聴取

以下、進捗状況をみて適宜開催

2-3. 遠賀川下流部利用者会議（仮称）メンバー

◆住民代表

（芦屋町＝東町区・高浜町区・浜口区 遠賀町＝島津区・若松区）

◆遠賀漁業協同組合

◆船舶利用者（西川連合会等）

◆河川利用者

◆地元市町村（芦屋町・遠賀町）

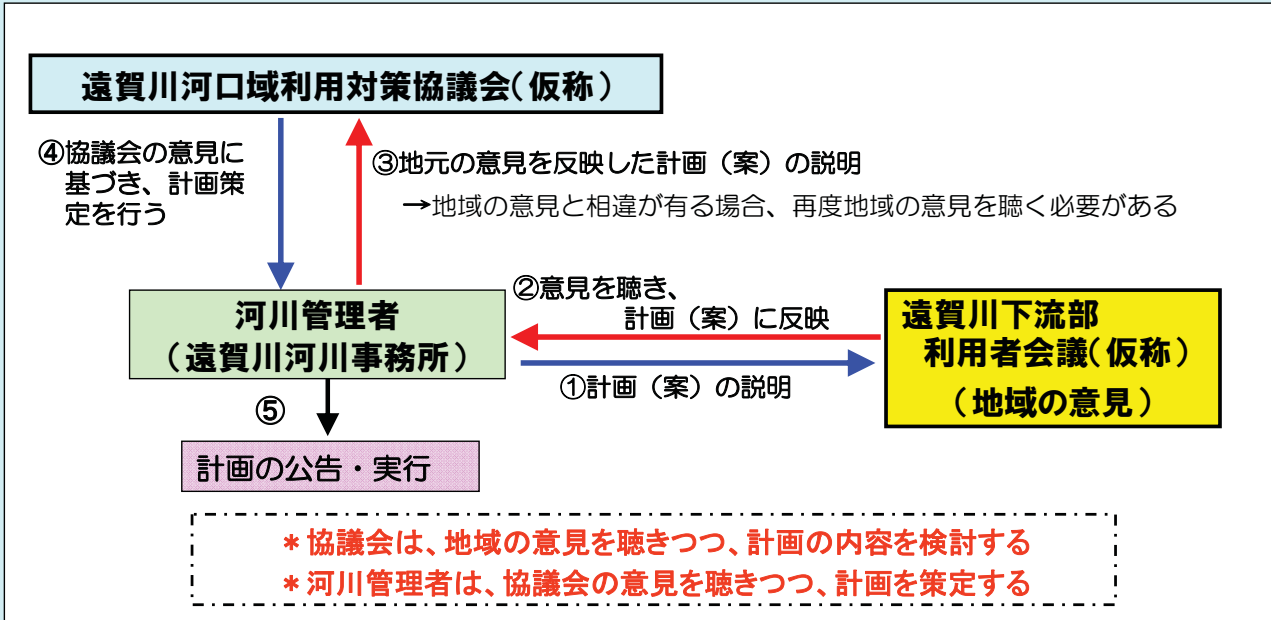
◆事務局（河川管理者）

（参考）昨年度の“西川利用対策会議”スケジュール

第1回	平成21年 5月27日	不法係留船の問題と一般的な対策について
第2回	平成21年 8月26日	先進地事例にみる不法係留船対策について
第3回	平成21年11月13日	実態調査における不法係留船の現状
第4回	平成22年 3月11日	遠賀川における不法係留船対策（素案）について

3. 遠賀川河口域利用対策協議会(仮称)と 遠賀川下流部利用者会議(仮称)との役割

遠賀川下流部利用者会議(仮称)は、地元住民・利用者らの意見を不法係留船対策の中に反映させていくための『地域の意見』を聴く場として位置づけたい。



4. 平成22年度の不法係留船対策 の主なスケジュール(案)

- 4-1. 西川高水敷に放置されている船舶の再警告
- 4-2. 実態調査による再確認
- 4-3. 遠賀川河口部における保管施設の占用条件の検討
- 4-4. 受け皿となる施設情報の提供
- 4-5. 計画周知の実施

4-1. 西川高水敷に放置されている船舶の再警告 (H22.8月頃再警告)

昨年度3月に西川高水敷に放置された船舶(所有者不明)に対して警告を実施した。

8月に再度、警告を実施する。

① **告**

この船舶は、河川管理上支障となっていますので、所有者は直ちに河川区域外に撤去して下さい。

もし、撤去されずにこのまま放置されるときは、遠賀川河川事務所において必要な措置を講じます。

告知文設置日 平成22年3月17日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県遠賀市湊根1丁目1-1
電話 0949-22-1830 (代)
ファクシミリ 0949-23-3487
メールアドレス onga@csr.mit.go.jp



- ①警告文
- ②西川・左岸2.2km付近
- ③西川・左岸2.2km付近
- ④西川・左岸2.1km付近
- ⑤西川・左岸1.9km付近
- ⑥西川・左岸1.6km付近



- ⑦西川・右岸2.1km付近
- ⑧西川・右岸2.1km付近
- ⑨西川・右岸2.1km付近
- ⑩西川・右岸2.1km付近
- ⑪西川・右岸2.1km付近
- ⑫西川・右岸1.5km付近
- ⑬西川・右岸1.5km付近
- ⑭西川・右岸1.5km付近
- ⑮西川・右岸1.2km付近
- ⑯西川・右岸1.1km付近
- ⑰西川・右岸1.1km付近
- ⑱西川・右岸0.9km付近
- ⑲西川・左岸0.9km付近
- ⑳西川・左岸0.3km付近



※⑭は、5月末には自主撤去された

4-2. 実態調査による再確認 (H22.9頃実施)

昨年9月末に遠賀川河口域(西川、遠賀川本川、汐入川、江川、戸切川、吉原川)において不法係留船実態調査を実施し、880隻の船舶を確認した。

本年度についても、再度、9月頃に実態調査を実施する予定。



昨年9月に実施した調査風景

4-3. 遠賀川河口部における保管施設の 占用条件の検討 (H22.10頃までに検討)

不法係留船対策として、既存の係留保管施設を活用することが重要である。

そこで、遠賀川河口部にあるマリーナ(民間事業者)については、**一定の条件**に従って河川占用を実施すれば、“**不法係留船を受け入れる施設を設置する者**”としての認否を行う。

そのため、認否するための一定の条件を10月頃までに検討し、遠賀川河口域利用対策協議会(仮称)に提案していく。

※ 河口域の民間事業者は、船舶の保管が陸上であることから、河川占用は棧橋や上下架施設などに限定される。



現在、利用している棧橋と斜路



現在、利用している棧橋と上下架施設

4-4. 受け皿となる施設情報の提供(適宜情報提供)

不法係留船対策を進めるためには、船舶所有者に河川内に係留することが不法であることや、移動先(受け皿)となる係留施設の情報を提供していくことが望まれる。

そこで、インターネット(ホームページ)を活用して各情報を提供していく。

ホームページで提供する情報(案)


- 1.不法係留船対策の経緯
- 2.遠賀川水系における実態
- 3.不法係留船とその対策
- 4.遠賀川における不法係留船対策(重点的撤去区域の設定)
- 5.福岡県内の係留保管施設

ホームページのイメージ

遠賀川河口域不法係留船対策

[遠賀川河川事務所トップページ](#) > 遠賀川河口域不法係留船対策

- 不法係留船対策Top
- 不法係留船とその対策
- 遠賀川河口域における実態
- 不法係留船対策の経緯
- 遠賀川河口域における不法係留船対策(重点的撤去区域の設定)
- 係留保管施設



このページでは、遠賀川河口域における不法係留船に対する取り組みについて紹介しています。

[不法係留船とその対策](#)
…「不法係留船」とは何か？ その定義と対策について説明しています。

[遠賀川河口域における実態](#)
…遠賀川河口域(遠賀川本川、西川、汐入川、江川、戸切川、吉原川)における実態について説明しています。

[不法係留船対策の経緯](#)
…遠賀川河口域におけるこれまでの不法係留船対策の経緯を示しています。

[遠賀川河口域における不法係留船対策\(重点的撤去区域の設定\)](#)
…現在設定されている重点的撤去区域の範囲を示しています。

[係留保管施設](#)
…福岡県内の係留保管施設の位置や施設規模について説明しています。

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所
〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
TEL: 0949-22-1830 FAX: 0949-22-2859
メールアドレス: ongn@ogr.mlit.go.jp

4-5. 計画周知の実施 (H22.8、H23.2~3)

船舶所有者に、不法係留船対策(重点的撤去区域の設定)が実施されることを周知するために、看板の設置、船舶所有者への情報提供などを実施していくこととする。

- ①現場でのチラシ設置(8月・3月頃に設置)
- ②日本小型船舶検査機構から提供された船舶所有者情報に基づき計画周知を実施(2~3月頃に手紙による案内)
- ③河川に近づくアクセス路周辺に看板を設置
- ④地元自治体の広報誌への掲載を依頼

看板・郵送チラシの内容(案)

平成 23 年 6 月 1 日から ‘重点的撤去区域’ が設定されました

河川内に船舶を係留するためには、河川法(24条・26条)に基づき、河川管理者からの許可が必要です。しかし、遠賀川河口域では、治水の安全性確保や良好な周辺環境を維持する点から、船舶の係留を規制しています。

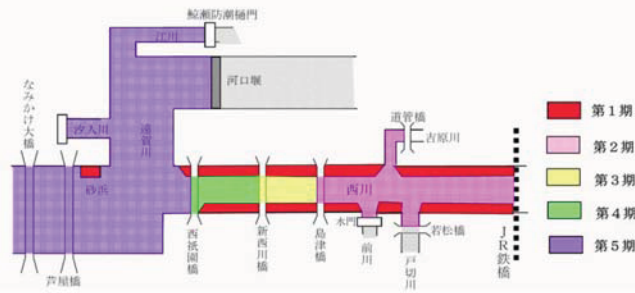
特に、今回、重点的撤去区域を設定し、**係留規制(強制撤去を含む)の強化**を図り、積極的に不法係留船や不法工作物(河川管理者の許可を受けていない係留船舶や工作物)を撤去していくこととしました。

そこで、この区域に船舶を係留、または、係船柱などの工作物を設置している方は、**早急に船舶を適正な保管施設に移動させるとともに、工作物(係船柱、係船環、棧橋、物置など)の撤去を行ってください。**

なお、一定期間に船舶の所有者が移動・撤去を実施しない場合には、河川管理者が船舶を移動・撤去いたします。その場合に**発生した費用は、船舶所有者に請求**させていただきます。

※一定期間については、河川管理者にお問い合わせください。

- 第1期重点的撤去区域 → 西川高水敷(遠賀川合流点からJR鉄橋まで)、遠賀川高水敷(芦屋橋右岸上流砂浜)
 第2期重点的撤去区域 → 西川上流(島津橋からJR鉄橋まで)、戸切川(西川合流点から若松橋まで)、吉原川(西川合流点から道管橋まで)
 第3期重点的撤去区域 → 西川中流(新西川橋から島津橋まで)
 第4期重点的撤去区域 → 西川下流(遠賀川合流点から新西川橋まで)
 第5期重点的撤去区域 → 遠賀川(河口から河口堰まで)、汐入川(遠賀川合流点から芦屋唐戸水門まで)、江川(遠賀川合流点から鯉瀬防潮樋門まで)



問い合わせ先 (河川管理者)

西川、遠賀川、汐入川について
 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課
 〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1

電話 0949-22-1830 (代)
 ファクシミリ 0949-23-3487
 メールアドレス onga@qsr.mlit.go.jp

戸切川、吉原川、江川について
 福岡県北九州県土整備事務所 用地課
 〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎内
 電話 093-691-2764
 ファクシミリ 093-692-9479
 メールアドレス kitakyu-ld@pref.fukuoka.lg.jp